

医療法人 知命堂病院奨学金貸与規程

(名称)

第1条 この規程は、医療法人 知命堂病院奨学金貸与規程(以下「貸与規程」という。

(目的)

第2条 この規程は、医療法人 知命堂病院(以下「知命堂病院」という。)に必要な看護師を確保するための奨学金貸与について定める。

(貸与対象者)

第3条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校(大学を含む、以下同じ)に在籍する学生であって、看護学校を卒業後、直ちに知命堂病院に看護師(常勤職員)として勤務する意志を有する者とする。

(奨学金)

第4条 貸与規程により貸与する学費等を奨学金という。

(奨学金の額)

第5条 奨学金は年額600,000円を上限とし、貸与額及び方法は契約時に申請者の希望を斟酌して決定する。
ただし、年払、半年払、月払のいずれかの方法による。

(貸与期間)

第6条 貸与期間は貸与申請時から卒業までとする。
ただし、休学または留年した期間は対象外とする。

(貸与申請)

第7条 貸与を希望する者は、奨学生申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(貸与内定通知書)

第8条 知命堂病院理事長は、書類選考及び面接結果により、奨学金を貸与する者(以下「奨学生」という。)を内定し、奨学生に対して奨学金内定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
2 奨学生は、奨学金貸与内定通知書を受領した後、速やかに知命堂病院理事長宛に奨学生誓約書(様式第3号)及び奨学金口座振込依頼書(様式3-3号)を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第9条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を連帯保証人として「連帯保証人誓約書」(様式3-2号)を提出しなければならない。
2 連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金の返還債務を負担する。

(異動等の届出)

第10条 貸与申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに知命堂病院理事長宛に届出なければならない。

(返還債務)

第11条 奨学金は第12条による返還免除の場合を除いて、次の計算により返還しなければならない。
・貸与期間1年未満の者は、10年返還とする。
・貸与期間1年以上2年未満の者は、15年返還とする。
・貸与期間2年以上の者は、20年返還とする。

(返還免除)

第12条 奨学金を受けた者で次の各号の一に該当するに至ったときは、返還免除申請書(様式第4号)により貸与残額について返還の免除を申請することができる。

- 一 看護学校を卒業後、看護師として直ちに知命堂病院に就職し、貸与期間と同じ期間を看護師として勤務した場合。
- 二 前号に規定する就業期間中に業務上の理由により死亡したとき。
(この場合の申請は、連帯保証人とする。様式第4号)
- 三 前一号に規定する就業期間中に、業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなく回復の見込みがないとき、また、同様の事情で休職期間中に復職できなかったとき。(この場合は、医師の診断書の提出を求める。)
- 四 前各号の一つに該当し、申請があったときは奨学生に対して奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(一括返還)

第13条 奨学金を受けた者が、中途退学したとき、就業期間中に懲戒または自己都合で退職する場合は、奨学生辞退願(様式第6号)を提出し、受理された場合は知命堂病院理事長の指定した日までに、貸与残額と利息相当分5%の割合を付加した金額を一括して返還しなければならない。

(延滞金利息)

第14条 前第13条に定める金額を指定した日までに納入しなかった場合は、返還期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数に応じて、要返還奨学金残額の年9%の割合で計算した金額を延滞金として支払うものとする。

(協議)

第15条 この規程に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上決定する。

付則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成25年8月1日 改正